

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

福島県
福島県安達町

2 地域再生計画の名称

安心！子育て。あだち再生プラン

3 地域再生の取組を進めようとする期間

地域再生計画の認定の日から

4 地域再生計画の意義及び目標

（地域の特性）

安達町は、人口およそ1万2千人、豊かな自然に恵まれ、農業・商業・工業が一体となった町である。福島県内の主要都市が並ぶ中通り地方にあり、県庁所在地である福島市と二本松市の中間に位置し、安達太良や阿武隈の山並みに抱かれている。阿武隈川が北東に流れる町の東部は広陵の起伏に富み、西部の安達太良山麓へと続いている。また、より広域的に見ると、本圏域は北東国土軸上に位置し、おおよそ東京から250km圏内、仙台から100km圏内にある。

近年、東北新幹線、東北・磐越自動車道、福島空港等の広域的プロジェクトの進展及び首都圏の経済成長を背景とする人や産業の活動の広域化の影響を受け、本町をとりまく社会経済状況は大きく変化している。

なお、安達町のほか二本松市・岩代町・東和町を構成団体として、「二本松・東北達地方合併協議会」が設立されており、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）に基づき、4市町の議会の議決を経て平成16年1月5日より法定合併協議会とされ、平成17年12月1日の合併を目指している。

（地域再生計画の意義）

福島県でも、出生数は年々減少し、平成11年には2万497人となっている。1人の女性が一生の間に産む平均子ども数である合計特殊出生率も低下し平成11年には1.63

となっている。15歳未満の年少人口の割合が16.3%となる一方で、65歳以上の老年人口の割合は20.1%となっている。（平成12年4月1日現在）



このような中、福島県では、平成13年3月「新うつくしま子どもプラン」を策定し、

- 1 安心して子どもを産み、健やかに育てるための地域・社会の環境づくり
- 2 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実
- 3 子どもの人権尊重と男女共同参画による社会づくりの推進
- 4 子育てしやすい雇用環境の整備
- 5 子育てしやすい生活環境の整備
- 6 心豊かなたくましい子どもを育む教育の推進

の、6つの基本方針のもと、多様な子育て支援策を展開し、社会全体で子育てを支援していく環境整備を目指している。特に「多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実」としては、放課後児童クラブの設置・運営を支援し、共働き家庭などの小学校低学年児童の健全育成に努めるとともに、保育所での一時保育や幼稚園での預かり保育を推進することとしている。

安達町でも少子高齢化は深刻化しており、15歳未満の年少人口の割合が15.2%となる一方で、65歳以上の老年人口の割合は21.8%となっている。（平成13年10月1日現在）安達町では、最上位の計画として第4次安達町振興計画（平成13年12月策定）「ブルースカイ安達 21PLAN」を策定しており、現在進行管理中であるが、その中でも少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することとされている。町の長期計画の施策体系では、以下のとおり、位置づけられている。

- | | |
|----------------------|------------------|
| 健やかでふれあいあふれる保健福祉をつくる | 児童福祉・ひとり親家庭福祉の推進 |
| 創造性と個性輝く人と文化をつくる | 青少年の健全育成と能力活用 |
| 力をあわせ明日の安達をつくる | 地域社会づくりの推進 |

については、地域全体で子育て支援システムを確立し、子育て情報の提供や子育て研修・相談の実施、子育てサークルの支援など様々な子育て支援を推進するとしているが、「学童保育の充実」についても明確に位置付けられている。さらには保育所およびその機能の充実や児童育成施設の確保についても積極的に取り組むこととしている。

については、青少年の豊かな人間性を育てる、地域のさまざまな人との交流等の社会参加活動を促進して、まちづくりに積極的に活用していくこととされており、子ども達を通じた、町の活性化も位置付けられている。

さらに、については、町民が様々なコミュニティ活動を自主的に展開できるような環境づくりに努め、コミュニティ活動の推進を図っていくとともに、町民の自立と連帯に支えられたふるさとづくりを進めていくことが必要とされている。

（地域再生計画の目標）

このような中、安達町では少子化、子育て支援対策の一環として、昼間、保護者が勤務のため家庭にいない、いわゆる「鍵っ子」である小学校低学年児童に適切な生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的として、平成12年度より学童保育園（1箇所「安達町放課後児童クラブ」油井小学校）を設置・運営しているが、利用者の増加により、手狭な状態になっている。また、油井小学校のみの開設であるため、油井地区以外では児童、保護者の送迎に遠距離である。

〔学童保育利用状況〕

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
油井小学校	16	26	20	22	22
渋川小学校	3	4	3	5	10
上川崎小学校	4	4	4	4	7
下川崎小学校	1	1	2	2	4
計	24	35	29	33	43

平成16年3月に町内の就学前・小学校児童・中高生保護者を対象に実施した「次世代育成支援行動計画を策定するための住民のニーズ調査」からも明らかなように、町内の学童保育園および預り保育園に対する住民の要望も大きいことから、平成17年度から、学童保育園と、幼稚園児の預かり保育園を設置・運営する計画である。

〔保育・学童保育サービスのニーズ(平成16年3月調査)〕

	就学前児童	小学校児童	計
就労予定がある(求職中)	18	4	22
そのうち就労したい	28	4	32
就労していないが預けたい	16	4	20
計	62	12	74

その際、地域バランスを考慮して、渋川地区に設置したいが、地域バランス、周辺の公共施設の集積度等を考慮すると、平成16年度で土地改良事業が終了する福島県安達

用水改良事務所の建物が最適の場所にあるため、国の支援措置を活用して、当該建物を学童保育（放課後児童健全育成事業）施設および預かり保育園としてリニューアルして有効活用することとしたい。

当該地域再生計画は、働きながら子供を養育する保護者の負担軽減、児童の健全育成を図り、安心して働き、安心して子供を産み育て、安心して生活できる環境を整備することで、町の活性化と雇用創出を図り、持続可能な安達町の再生を実現することをその目標とする。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

（１） 地域活性化への効用

学童保育及び預かり保育の新規利用者 40 名（学童保育 10 預かり保育 30 名）が発生し、約 30 世帯の両親（約 60 名）が子育て支援を受けることができ、今まで子育て等により就労できなかった、約 30 名の母親が就労等が可能になる。

これらの母親は、安達町内はもちろん、近隣の二本松市、郡山市、福島市等に就労の場を求めることができ、当該稼得収入により、町内の消費拡大にも多いに貢献できる。

これらの母親は、公民館、婦人会、ボランティア、活動などの地域活動にも積極的に参加でき、地域の活性化に貢献できる。

兄弟姉妹の少ない園児、児童にとって、他の子供と遊ぶ機会が多くなり、人間関係がより広がり、子供の世界を通じた地域の活性化が図れる。

学童保育園の設置予定地の隣接部は、ゲートボール場、町民運動場、公民館等があり、子供達と老人との交流、子供達と町民との交流も発生し、この面の地域活性化も期待できる。

（２）雇用面での効用

学童保育園 4 名、預かり保育園 3 名、シルバー人材センターへの清掃業務等の委託により雇用が発生するが、安達町民を優先して雇用したい。また、機械等の保守点検等により、雇用の確保に協力する。

学童保育園 指導員 3 名、長期休業日 1 名、計 4 名

預かり保育 幼稚園教諭 3 名予定

常時 2 名を保育担当者として配置する。

清掃業務等 シルバー人材センターへの委託

植栽・所内清掃を 2 月に 1 回（5・7・9・11・1・3 月を予定）

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

13004 補助対象施設の有効活用

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

該当なし

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

別紙

1 支援措置の番号及び名称

13004 補助対象施設の有効活用

2 当該支援措置を受けようとする者

福島県安達町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

取組主体

福島県安達町

取組場所

福島県安達町渋川字上払川96の1（安達地区）

取組の実施期間

地域再生計画の認定の日から

取組により実現される行為や整備される施設

町民の要望が大きい、学童保育園と預り保育園を、福島県安達用水改良事務所の建物を利用して、安達町が、設置・運営する計画である。

現在安達町は、学童保育園1箇所の運営を行っているが、平成17年度からは、学童保育園2箇所と預り保育園2箇所の設置・運営を計画している。

(1) 学童保育園の内容

対象児童 安達町内の小学校1年生・2年生・3年生

利用時間 平日は、13:00～18:30

土曜日と長期の休みの時は、8:00～18:30

活動内容 遊びを通した、自主性・社会性・創造性の向上等の指導

町の費用負担 指導員の賃金・電話料金・光熱水費等

保護者の負担 月額3,000円等

新規の利用人数 約29名予定（安達用水改良事務所の建物利用分）

平成17年度事業予算（予定）

歳入 8,179千円 県補助金 1,550千円

一般財源 6,629千円

歳出 8,179千円 指導員賃金 3,428千円×2箇所=6,856千円

需用費 678千円

役務費	100 千円
委託料	545 千円 設備点検・警備委託等

(2) 預り保育園の内容

対象児童	安達町内の幼稚園児 4 歳児・5 歳児
利用時間	平日は、 教育時間終了時 ~ 18:30
活動内容	季節に応じた遊びの導入・自然環境の中での遊びの配慮 学童保育児童との積極的な交流

新規の利用人数 約 15 名予定 (安達用水改良事務所の建物利用分)

平成 17 年度事業予算 (予定)

歳入 4,314 千円	一般財源 4,314 千円
歳出 4,314 千円	賃金 2,057 千円 × 2 箇所 = 4,114 千円
	需用費 100 千円 × 2 箇所 = 200 千円

(支援措置13004に係る添付書類)

1 補助事業者の意見

(福島県の意見)

県は敷地を町から賃貸借しており、県営かんがい排水事業が完了すれば、土地を更地にして町に返還しなければならない契約になっているが、事業の完了に伴いその目的を達成する安達用水改良事務所の建物の残存価値はわずかであり、建物を撤去し用途廃止するよりも、他の公共施設へ転用することが経済的にも妥当であると判断される。

この際、町への有償譲渡も選択肢として考えられるが、緊急に必要な保育園の整備という極めて優先度の高い行政目的を達成するための手段として、福島県「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」第3条第1項に基づき、無償譲渡とすることとしたい。

(施設の概要)

事業名	県営かんがい排水事業 安達地区		
事業目的	山ノ入ダム及び幹線用水路を築造し、農業用水の安定確保を図りまた、既設の用水路と揚水機場を改修し、生産性の高い地域農業の確立を図る。		
事業工期	平成59年 4月 ~ 平成17年 3月		
所在地	福島県安達町渋川字上払川96の1 (安達 地区)		
事業主体	福島県		
施設名称	福島県安達用水改良事務所		
建築面積	342.74 m ²		
延床面積	279.02 m ²		
敷地面積	1,930.89 m ²		
建物構造	事務所	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	
	書庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	
	車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	
建設費	32,812 千円〔m ² 単価： 96千円/m ² 〕		
用地取得費	千円〔m ² 単価： 千円/m ² 〕 用地取得が補助対象となっている場合		
財源内訳	国庫	： 16,406千円(50/100)	
	県費	： 8,203千円(25/100)	
	町費等	： 8,203千円(25/100)	
供用開始日	昭和61年 9月11日		
管理主体	福島県		
管理委託契約日	平成	年	月 日 管理主体が事業主体と異なる場合

2 当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化

当該かんがい排水事業は、昭和59年度に事業着工が採択になり、3回の事業計画の変更を経て、平成16年度に事業完了し、16年度末に安達用水改良事務所も閉鎖される。事務所閉鎖に伴い、全く利用されなくなる財産の処分をしなければならないが、地元町である、安達町が、住民からの強い要望のある学童保育園の設置のために、当該事務所の建物を利用したい旨の要望が、町長自らの意思表示として、県に示されている。

3 当該施設における事業計画と最近の状況

福島県安達用水改良事務所の建物として、行政目的のために供用してきたので、事業計画数量、利用状況、管理運営費については特に記載しない。

事業計画数量（必要に応じて内訳を記載）

最近3年間の利用状況

平成13年度

平成14年度

平成15年度

最近3年間の管理運営費の支出状況

平成13年度 千円

平成14年度 千円

平成15年度 千円

4 補助対象施設の現状

県営かんがい排水事業は、平成16年度で終了するため、平成17年度からは、事務所建物は、全く使用しない状態になる。

5 転用の必要性

安達町内の学童保育園及び預り保育園に対する要望が大きく、町でも、既存の建物を探していたが、地域バランス、周辺の公共施設の集積度等を考慮すると、安達用水改良事務所の建物が最適の場所にあるため、町では、当該建物を利用したい意向である。

また、県は敷地を町から賃貸借しており、県営かんがい排水事業が完了すれば、土地を更地にして町に返還しなければならない契約になっているが、事業の完了に伴いその目的を達成する安達用水改良事務所の建物の残存価値はわずかであり、建物を撤去し用途廃止

するよりも、他の公共施設へ転用することが経済的にも妥当であると判断される。

この際、町への有償譲渡も選択肢として考えられるが、緊急に必要な保育園の整備という極めて優先度の高い行政目的を達成するための手段として、安達町という公共団体に譲与するものであることに加え、町は財政が窮迫しており、建物の時価評価額、あるいは、残存価額での譲渡が困難であることから、福島県「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」第3条第1項に基づき、無償譲渡とすることとしたい。

6 転用の時期

平成17年4月

7 転用の形態（転用の相手方、譲渡・貸与の別、有償・無償の別）

転用の相手方	福島県安達町
譲渡・貸与の別	譲渡
有償・無償の別	無償

8 転用後の施設の目的、利用計画等

（施設の使用目的等）

安達町が、学童保育園及び幼稚園児の預り保育園として利用する。

【学童保育園・幼稚園預り保育園の利用計画人数】

	（学童保育園）	（幼稚園児預り保育園）	（合計）
平成17年度	29名	15名	44名
18年度	28	15	43
19年度	26	14	40

（施設改修等についての考え方）

改修の概要	幼児用のトイレ及び洗面所の設置 学童保育と預り保育のエリアの区分のための アコーディオンカーテンの設置 午後の睡眠のための部屋（午睡室）のための空調 設備の設置・午睡室への通路の両側の壁の補修 等
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改修のスケジュール（予定）

平成17年3月	県と町の建物の譲渡契約締結
17年4月～6月	事務所内の改修工事

(施設管理についての考え方)

安達町が管理する。

(関係法令に基づく手続きの内容とスケジュール等)

特になし。

9 転用により期待される効果

土地改良財産の建物を地元の町が、学童保育園等として有効利用することにより、町の地域活性化と雇用の創出に多いに貢献できる。

(1) 地域活性化への効果

学童保育及び預り保育の新規利用者が、約40名見込まれ、その内、約30世帯の両親が子育て支援を受けることが可能になり、子育て等により就労できなかった、約30名の母親が就労等ができるようになる。

これらのお母さん達が、町内をはじめ、隣の二本松市、福島市、郡山市等で就労することができ、その収入により、町内の消費拡大に多大の貢献ができる。お母さん達が、公民館活動・婦人会活動・ボランティア活動・PTA活動等の地域活動にも積極的な参加が見込まれ、町の活性化に貢献できる。

兄弟姉妹の少ない園児・児童にとって、他の子供との交流が多くなり、子供の人間関係が広がり、子供達の活性化が図れる。

当該建物の隣には、ゲートボール場・町民運動場・公民館等があり、子供と老人との交流、子供と町民との交流も見込まれ、町の大きな活性化を図れる。

(2) 雇用面での効果

学童保育園の指導員、預り保育園の幼稚園教諭、清掃業務のシルバー人材センターへの委託等により雇用面での効果が見込まれる。

学童保育園 指導員3名、長期休業日1名、計4名

預り保育園 幼稚園教諭 3名 常時2名を保育担当として配置する。

清掃業務等 植栽・清掃を2月に1回、シルバー人材センターに委託する。
1回、2名×6回=12名